

書類審査

令和元年度

甌農産物地産地消促進補助金

評価表

NO.

27

所管部課名	農政課	担当者	川添					
事務事業名	農産物流通・販売支援事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱 甌農産物地産地消促進補助金交付要領							
補助経過年数	11年以上15年以下							
令和元年度 予算額	814 千円	国県支出金 千円	一般財源 814 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	補助事業者等の数		3	令和2年				
成果指標②	出荷量(t)		55	令和2年				
補助対象者	本市本土に出荷を行う生産者及び生産者団体に属する者							
補助対象経費	本市本土地域へのお荷を目的として、甌地域で生産された農産物（加工品を含まない。）出荷容器及びこれを生産するために必要なたい肥の海上輸送を行った航送運賃							
補助対象事業・活動の内容	本市本土地域への海上輸送を行った航送運賃の助成により、本土地域の生産農家に対し、離島におけるハンディを解消し、農業経費の軽減を図り、経営支援を行う。							
補助金額又は補助率	100%							
上記項目の積算方法	甌島から本土までの航送料の全額							
補助 過去3 年 の 決 算 状 況 等 の	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	291,830	100.0%	390,530	100.0%	621,880	100.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	291,830	100.0%	390,530	100.0%	621,880	100.0%
	支出	事業費	291,830	100.0%	390,530	100.0%	621,880	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	291,830	100.0%	390,530	100.0%	621,880	100.0%
		支出計/前年度支出計				133.8%		159.2%
		自己資金/前年度自己資金						
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%
	交付件数		2		2		5	
	成果指標の推移①		2		2		5	
	成果指標の推移②		18		36		66	
特記すべき事項等	【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」 ・販路先を固定化せず、各自農業を営んでいる方が個別に販路先を開拓するなど自助努力をされたい。 ・消費者ニーズにあった農産物に取り組むなど、生産品目の幅を広げられたい。							
	【前回評価への回答】 ・現在、甌島地区の土壌、気候に合った品目として、ジャガイモ、タマネギ等の栽培を奨励し、安定販売のため契約販売を中心に行っている。また、JAを通じ鹿児島市並びに薩摩川内市内の市場についても販路拡大に取り組んでいる。 ・既存品目のほかに、甌島地区の土壌、気候に合った果樹の試験栽培や野菜の種苗生産についても取り組んでいる。							
	【事業のPR方法】 甌地域で開催される各種講習会等により周知							
	【費用対効果】 航送運賃の助成により、生産農家の農業経費の軽減を図り、経営支援を行うことができた。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業の実施により、流通経費の軽減が図られ、農業所得の向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	本市本土地域への海上輸送を行った航送運賃の助成により、本土地域の生産農家に対し、離島におけるハンディを解消し、農業経費の軽減を図り、経営支援を行うことができた。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	当該事業の実施により、農業者の確保・育成が図られ、甑島における農業振興に寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助対象は生産者組織等が行う方が妥当であると考ええる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	本市本土地域への出荷を目的として、甑島で生産された農産物生産に必要な堆肥の航送運賃の補助金が有効な政策手段である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	本土地域と甑島間の航送料についての補助であり、本土地域の農家とのハンディ部分に対するものであり妥当と考える。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 航送運賃の助成により、本土地域の生産農家との出荷経費の格差を軽減し、離島におけるハンディを解消することで、農業所得を拡大し甑地域の農業振興を図る上でも必要な施策である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 事業計画に基づき、市の計画・目標達成に向け関係機関と連携しながら甑地域の農業振興を図って参ります。		≪まとめ≫

甌農産物地産地消促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる甌農産物地産地消促進補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金は、次の各号に定める要件を満たす者であって、本市に住所を有し市税等の滞納がない者に対して交付する。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 本市本土に出荷を行う生産者及び生産者団体に属する者（以下「申請者」という。）であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金は、本市本土地域への出荷を目的として、甌地域で生産された農産物（加工品を含まない。）出荷容器及びこれを生産するために必要なたい肥の海上輸送を行った航送運賃について交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する前までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと思われる場合

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 海上輸送を行った航送運賃の内容が分かる書類
- (2) 当該補助事業等に係る領収書または請求書

- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 海上輸送した航送量
(2) 補助事業者等の数
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。